



文化財愛護
シンボルマーク

史跡石屋古墳

昭和59年度
保存修理事業
報告書

昭和60年3月

松江市教育委員会

凡　　例

1. 本書は、松江市教育委員会が、昭和59年度において国庫補助金、及び島根県補助金を得て実施した史跡石屋古墳保存修理事業の報告書である。
2. 本書には、昭和53年度において実施した石屋古墳発掘調査事業及び昭和54年度において実施した史跡石屋古墳土地買上事業の概要も含むものである。
3. 本書の編集は、松江市教育委員会社会教育課文化係長岡崎雄二郎が、松江市立女子高等学校常勤講師井上寛光氏の協力を得て行なった。
4. 古墳の調査にあたっては作業員
　　永島重雄、高梨英雄、濱野東八、立原隆一、松浦　照、竹内道彦、長嶋武雄、
　　仲田裕朗、佐々木久子、門脇美子、永島二三四、高梨幸子、金森一代、吉岡清子、
　　岸本良子、荒川勲子の各氏の参加を得た。
5. 工事関係者

指　　導	文化庁記念物課　島根県教育委員会文化課
事　業　者	松　江　市
事　務　局	松江市教育委員会社会教育課
設　計　監　理	松江市教育委員会施設課
工事施行業者	細田工務店

文化財愛護シンボルマークとは……

このマークは昭和41年5月26日に文化財保護委員会（現文化庁）が全国に公募し、決定した文化財愛護の運動を推進するためのシンボルマークです。

その意味するところは、左右にひろげた両手の掌が、日本建築の重要な要素である柱、すなわち「柱」と「間」の組み合わせによって全体で軒を支える腕木の役をなす組物のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財というみんなの遺産を過去・現在・未来にわたり永遠に伝承していくというものです。



文化財愛護
シンボルマーク

目 次

I 位置と歴史的環境	1
II 保存修理の歩み	2
1. 発見と保存協議	2
2. 調　　査	3
3. 指　　定	3
4. 土地買上	3
III 発掘調査の概要	9
1. 調査に至るいきさつとその経過	9
2. 調査の概要	9
3. 墳丘の形態	20
4. 出土遺物の概要	20
5. 北側造出部について	26
6. 小　　結	28
IV 保存修理の概要	30
1. 外構工事	30
2. 階段工事	30
3. フェンス工事	30
4. 張芝工事	30
V 今後の課題	33

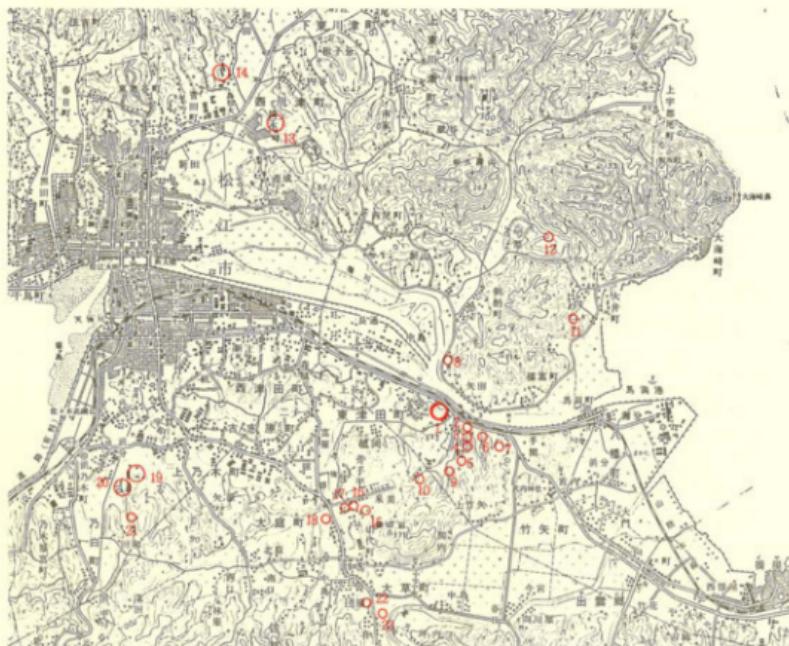
I 位置と歴史的環境

史跡石屋古墳は、松江市東津田町と矢田町との町境に所在し、松江市の市街中心部から東南東へおよそ25kmの郊外にある。標高30mばかりの低丘陵上に所在する。

丘陵北端直下には狭小な平地があり、国道9号線と国鉄山陰本線が通り、さらに宍道湖中海を結ぶ大橋川も平行して流れ、渡し舟が通い水陸交通の要地となっている。

当古墳の周辺に所在する同様の舌状丘陵上には、出雲地方では比較的大型の以下に述べる古墳が点在している。

このように、大橋川河口付近の両岸には大型方墳が集中しており、墳形をみても、方墳もあれば、前方後方墳、前方後円墳と極めて変化に富んでいる。これら古墳の築造年代は調査されたものに限っていえば、古墳時代の中期頃（5～6C前半）のものが多い事も注意される。



1. 史跡石屋古墳
2. 荒神塚古墳
3. 井ノ奥3号墳
4. 井ノ奥1号墳
5. 井ノ奥4号墳
6. 手間古墳
7. 竹矢岩船古墳
8. 魚見塚古墳
9. 平所遺跡
10. 矢田遺跡
11. 回谷窯跡
12. 別所遺跡
13. 山崎古墳・柴古墳群
14. 史跡金崎古墳群
15. 永久宅裏古墳
16. 史跡山代方墳
17. 史跡山代二子塚
18. 史跡大庭鶏塚
19. 長砂古墳群
20. 向原古墳群
21. 後友田古墳
22. 間田山古墳
23. 岩屋後古墳

のことについては、さきに論述したことがあった。方形墳は土着豪族の所産、前方後円墳は畿内の影響のもとに成立した方墳と仮定し、両グループ間で熾烈な抗争が展開したのではないかと考えた。

しかしその後、渡部貞幸氏はまず魚見塚古墳をはじめ石屋古墳から竹矢岩舟古墳に至る大橋川の谷に分布する古墳を「単一の政治勢力の墓域」の中の古墳と考え「地域の首長墓系列が途中で墳丘形態を変えるのは珍しいことではない。この古墳群の墳形のバラエティーも当地の首長がその交代にさいして近畿の政権との間でそれまでと異なる政治的関係をとり結ぶなどの首長の政治的立場の変化が契機となったか、或いは当地の首長家系の中におけるある程度のヒエラルキーを反映したものか、そのいずれかの事情によるものであろう」と考えている。

今後、関係古墳の正確な編年作業を進めながらさらに検討を要する問題であろう。

こうした出雲部の古墳時代中期における古墳文化の様相については、調査例の少ない事もあって今ひとつ明らかになっていないのが現状である。

II 保存修理の歩み

1. 発見と保存協議

本古墳がはじめて注意されたのは、昭和53年1月25日、松江市東津田地内において民間業者の住宅団地造成工事（ひがし東光台団地）が開始された折、同じ西津田町在住の松江市文化財審議会委員の恩田清氏が現地を訪れたところ、大型の古墳があり、埴輪の破片が散乱しているのを発見され、教育委員会に通報があったことによる。

早速、県教委と工事業者と現地立会したところ、古墳は自然丘陵を切削加工し盛土して築成した一辺、約40m、高さ7.5mの大型方墳で、北辺に長方形の造出部を設け、空濠を設けたものであることが判明した。

事業者の説明によれば、墳丘の西側裾部には団地内の道路が南北に通り、さらに西側の墳丘部分には住宅地が予定されていた。その面積は墳丘の約3分の1であった。

そこで、まず工事区域を変更して古墳が現状保存出来るよう要請したが、計画の変更は出来ないとして保存協議は難航した。

一方では、北の造出部が重機で削平されるなど事態はますます深刻なものとなつた。

事態を重視した県と市教委は文化庁と協議した。その結果、最終的な保護策として、国

の史跡に指定した上で土地公有地化を図ることが考えられ、この点について協議したところ、ようやく合意に達した。

2. 調査

国の史跡に指定されるには、本来の古墳の形状と学術的価値を確認するため、墳丘周辺の地形測量と合わせて部分的な発掘調査を実施してみる必要があった。

早速、文化庁に申請したところ、昭和53年度において総事業費1,000千円により、国庫補助金と島根県補助金を得て実施することが認められたので、昭和53年7月10日から同年7月31日までの内、計10日間を要して調査を行ない、その後、遺構・遺物の実測、写真撮影などを8月末日まで行なった。

3. 指定

		昭和五十四年四月六日付		官報第一五六六四号
名	称	所	在	地
石屋古墳	島根県松江市矢田町字見守	同上	字堂ノ役	地
同上	津田町字右屋	同上	同上	域
。文部省告示第四十三号 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第六十九条第一項の規定により、 次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。 昭和五十四年四月六日				
文部大臣 内藤 喬三郎				

測図を島根県教育委員会及び松江市教育委員会に備え置いて継続供する。
一筆の土地のうち一部のみについて指定するものについては、地域に関する実

発掘調査の結果に基づいて資料を整え、
文化庁へ史跡の指定申請書を提出した。

指定は、翌54年4月6日付、文部告示第43号、官報第15664号をもって文部大臣内藤喜三郎名で正式に通知があった。

4. 土地買上

買上は、指定地の内、南部鬼守社所有地355.25 m²を除く3,324.27 m²について
実施した。

又、墳丘及びその周辺の立木について
は、そのままの状態で買上げた。買上げ
た立木は、マツ57本、スギ8本、ヒノキ
8本である。

府保記第2の7号
昭和54年4月6日

松江市 教育委員会教育長 殿

文化庁次長
吉久勝美

史跡の指定について(通知)

昭和54年4月6日付け別紙写しのとおり石屋古墳が史跡に指定されましたので、関係部局に連絡の上、その保護に御配慮ください。

なお、指定地域に関する図面の縦覧につきよろしくお取り計らい願います。

府保記第2の7号

貞名井神社 ほか3名

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第69条第1項の規定により、下記1の記念物を下記2によって史跡に指定します。

昭和54年4月6日

文部大臣
内藤 誉三郎 印

記

1. (1) 名称 石屋古墳
- (2) 所在地及び地域 別添のとおり
2. (1) 指定理由
 (ア) 基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡1（古墳）

(イ) 説 明 石屋古墳は宍道湖と中海を結ぶ大橋川南岸に所在する古墳。時代中期後半の方墳である。一辺40メートルを測り、南北両辺には造り出しがある。墳丘は二段築成で、葺石を持ち、円筒埴輪がめぐらされ、造り出し部分には形象埴輪を樹立する。出雲地方最大の方墳として重要である。

(2) 官 報 告 示 昭和54年4月6日付け文部省告示第43号

史跡石屋古墳土地買上事業計算書

項目 氏名	土 地 買 上 費					立 木 買上額	合 計	備 考
	地 番	地 積	土 収 買上額	小 計				
株式会社 藤原工務店	松江市東津田町石屋 2168-425	120坪73 399m ² 10	① 円 7,847,104					持分2分 の1ずつ
	全 上 2168-426	169坪70 561m ² 00	① 円 11,030,382					
	全 上 2168-9	227坪74 752m ² 87	② 円 7,970,634					
	全 上 2168-427	153坪07 506m ² 00	③ 円 4,591,444					
松浦繁市	松江市矢田町 436-1	334坪35 1105m ² 30	④ 円 10,029,492	10,029,492	円 548,000	円 10,577,492		
計		1005坪59	円	41,469,056	円 41,469,056	円 587,000	円 42,056,056	
		3324m ² 27						

この土地買上の直前に、住宅団地の完成にともない町名地番等の変更があり、昭和54年7月31日付けで所有者から下記のとおり、変更届出書が提出された。

昭和 54 年 7 月 31 日

文化庁長官

犬 丸 直 殿

松江市西津田町 1079 番地 1

株式会社 藤原工務店

代表取締役 藤 原 規九郎 ㊞

松江市西津田町 261

眞和商事有限公司

代表取締役 浅 野 和 男 ㊞

史跡石屋古墳所在地等変更届出書

このたび、史跡石屋古墳の指定地域内で私の所有する土地の所在等を変更した
ので、文化財保護法第75条にもとづき下記のとおり届出ます。

記

1. 名 称 史跡 石屋古墳

2. 指定年月日 昭和 54 年 4 月 6 日

3. 所 在 地 島根県松江市東津田町 2168-9 他

4. 所有者の氏名又は名称及び住所

松江市西津田町 1079 番地 1

株式会社 藤原工務店

代表取締役 藤 原 規九郎 ㊞

松江市西津田町 261

眞和商事有限公司

代表取締役 浅 野 和 男 ㊞

5. 管理責任者 なし

6. 管理団体 なし

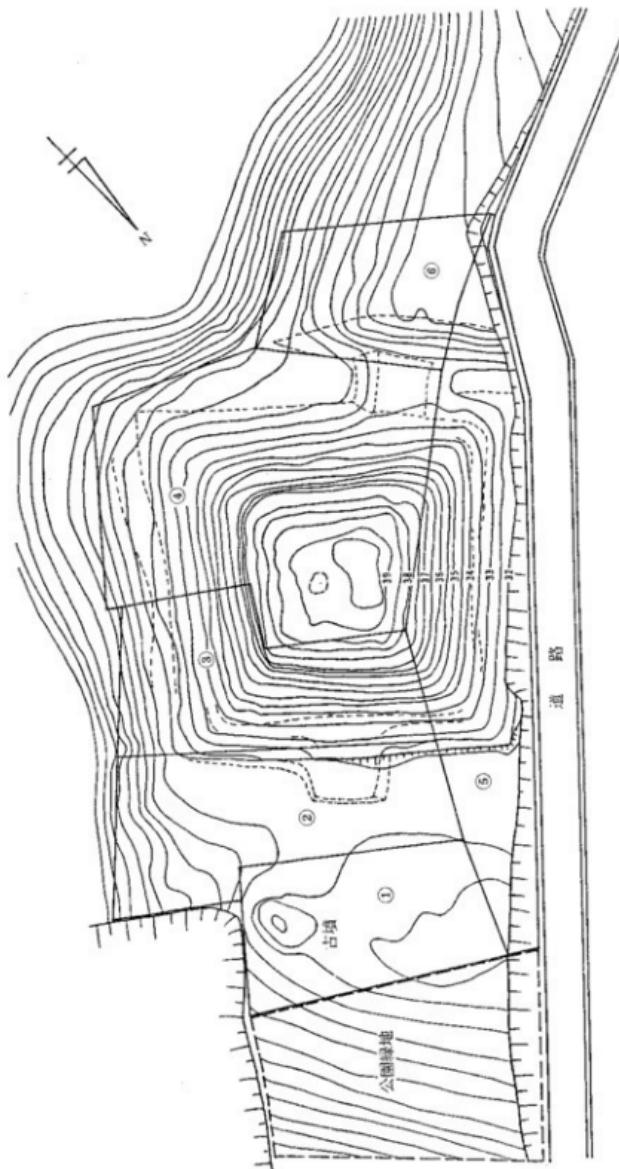
7. 異動内容一覧

異 動 前					→ 異 動 後				
町名	字名	地番	地目	地 横	町名	字名	地番	地目	地 横
矢 田	堂ノ後	430-10	山 林	399.1 m ²	東津田	石 屋	2168-425	山 林	399.1 m ²
"	"	434-2	"	561.0 m ²	"	"	2168-426	"	561.0 m ²
"	"	435-2	"	506.0 m ²	"	"	2168-427	"	506.0 m ²
				1466.1 m ²					1466.1 m ²

8. 異動年月日 昭和 54 年 5 月 1 日

30m
0

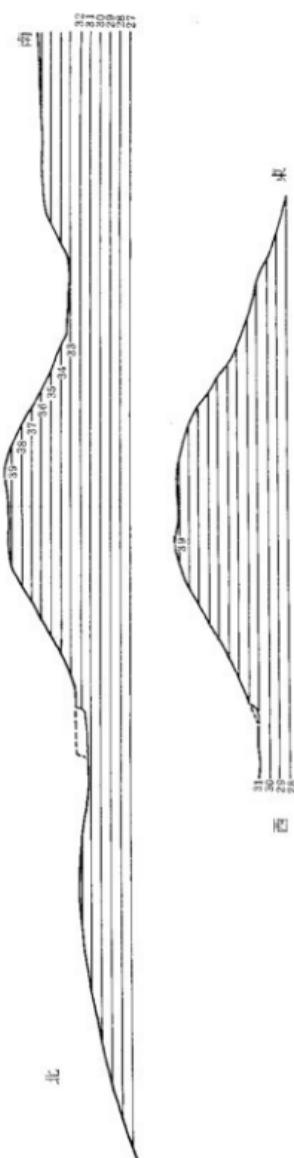
第2圖 史跡石屋古墳指定・土地買上境界平面図



なお、指定地周辺については、可能な限り広範囲に史跡の景観保全を計る必要から、市公園緑地課と協議の上、住宅団地内の公園緑地を、古墳北側空濠に隣接した山林斜面に設置してもらうことになった。その面積は約である。

しかも、何ら施設を設けず自然景観のままで確保され、史跡としての価値を高める効果を果たすことになった。

又、その他の2面、つまり南部と東部については従来どおり山林であり、当面、何ら開発の手が加わることはないとの判断したので、特に土地買上等は行なわなかった。



第3図 墳丘断面図

III 発掘調査の概要

1. 調査に至るいきさつとその経過

本古墳は、松江市の市街地中心部から東南東へおよそ 2.5 km いったところの標高 30m ばかりの低丘陵上突端部に所在する。

丘陵直下には、国道 9 号線、山陰本線、大橋川が相接して併行に走っており交通上の要地となっている。古墳の主要な部分の地籍は、松江市矢田町 436 番地及び同市東津田町 2168-9 ほかである。民間開発業者によってこの地一帯が宅地造成されているとの情報を、松江市文化財審議会委員である恩田清氏（考古担当）から得たのは昭和 53 年 1 月 25 日のことであった。松江市教育委員会では昭和 51 年度から市内の埋蔵文化財文化財分布調査に着手したばかりであり、かかる地域は未調査地域であった。同日、担当者が現地を分布調査したところ、かかる古墳を確認し、墳丘の 3 分の 1 が造成区域内にくい込んでいることから早速島根県教育委員会を混じて業者と保存のための協議に入った。

工事中の発見ということで協議は難航したが文化庁に連絡をとり意見を聞くなどして粘り強く話し合いを重ねた結果、本古墳を国指定史跡として現状のまま保存し指定地内は土地買上げを実施することで合意をみた。本古墳は、一辺約 40m 、高さは約 7.5 m の大形方墳で出雲地方の古代文化究明の上では重要な古墳であるばかりでなく、我が国の歴史を語る上においても全くことの出来ない文化財であり史跡となるべき価値をそれ自体十分に保有しているが、なお本来の古墳の形状と規模を究明し学術的価値を確認するために若干の発掘調査を実施してみる必要があった。

そこで文化庁及び島根県の補助金を得て総事業費 100 万円により本年 7 月 10 日から 7 月 31 日まで現地での発掘調査を実施し、その後遺構、遺物の実測、写真撮影などを 8 月末日まで行なった。以下、調査の概要を記す。

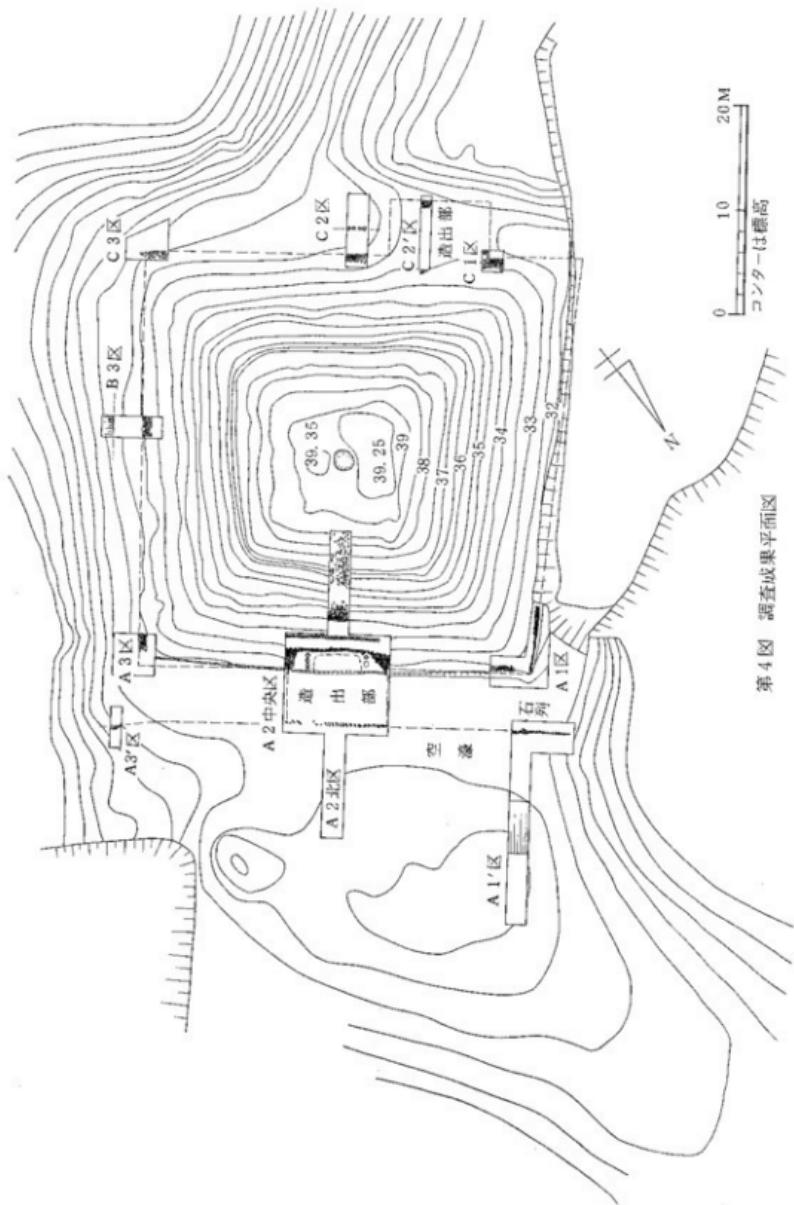
2. 調査の概要

(1) 調査の方法

今回の調査では、古墳本来の平面規模及び墳丘の形状の究明に重点をおき、主体部の調査は実施しなかった。発掘区は基本的に墳丘各辺の中央部と角部に正方形もしくは長方形のトレンチを設定し、必要に応じて補足的なトレンチを設けた。発掘面積は、予定面積 250 m² に対して実績は 282 m² で 32 m² の増加となっている。これは調査中に石列と空濠及び



第4図 調査成果平面図



南側の造出部を究明する必要があったためである。

(2) 各調査区の概要

A 1 区

古墳の西北角と推定される部分に設定した。発掘面積は 26.5 m^2 。北面の葺石は、その最下段の石が工事の関係で消失していたが、西面の葺石は裾の線がほぼ一直線に並び置かれているのが検出された。石は所謂「大海崎石（おおみさきいし）」と呼ばれる緻密な安山岩で淡桃色～淡青灰色を呈す。松江城の石垣に使用されている石と等しい。他の調査区で検出された葺石も全て同じ石材を使用している。恐らく中ノ海沿岸の磯に散在していた石を運んできたものであろう。葺石のすき間から円筒埴輪片が多数出土した。

A'1 区

A 1 区の北側で空濠の様子をみるために設定した。発掘面積は 51 m^2 。調査の結果、墳丘西北角から約 5.5 m 北方に最低 2 段積みの石列が尾根を一直線に横断していることが判明した。この石列は、その西端において墳丘に併行して南側へは曲がらずもとの自然傾斜面が急に落ち込んでいくあたりで自然に消滅していた。この石列から北へ 11.70 m までの区間が空濠でその上端と下端の幅は 5 m ある。傾斜のゆるくしかも底の浅い空濠であることが注意される。石列付近には円筒埴輪片が散布していたが、これらは工事の関係で重機により移動したものである。空濠内から遺物は全く発見されなかった。

A 2 区

墳丘北辺中央部造出推定地を中心とした区域を「A 2 中央区」として設定。A 2 中央区の南側に隣接して墳頂部へと続く斜面に「A 2 南区」を北側に隣接して空濠へと続く平坦地に「A 2 北区」をそれぞれ設定した。

① A 2 中央区

発掘面積は 96 m^2 。造出部付近は、工事の関係でその大半が削り取られていたが幸いにも、墳丘に接した造出部の基部は遺存しているようであったので、この部分を重点的に調査した。その結果、造出物は推定復元長 9.6 m 、縦幅 $5.4 \sim 5.6\text{ m}$ の長方形を呈し、高さは約 1 m を計る。

中央平坦部からは、おびただしい数の形象埴輪の破片が出土した。種類としては、人物埴輪、馬埴輪などがある。埴輪片に混じって須恵器の壺、器台の破片、土師器の高环丸底壺、躰の破片も散布していた。これら形象埴輪群、土師群の左右両側には円筒埴輪列が並んでいる。この造出部では首長の死に際してこうした埴輪や土器が供獻され何らかの墓前祭祀がとり行なわれたのではないかと推測される。

A 1 区で検出された埴丘斜面の葺石は、この造出部にぶつかるところで二方向に分かれその一つは直角に北へ折れ曲がり造出部の外側斜面へ続くものと推測される。そして、くびれ部から 5.6 m 北へいった地点で A 1' 区で検出された石列の延長線にはほぼ直角に接する。つまり造出部の先端斜面を構成する葺石の裾部分は右列と合一しているものと考えられる。

A 2 中央区で検出された石列は A 1' 区の右列よりはやや粗雑な組み合わせで後世搅乱を受け、石のはずされた部分も見受けられる。葺石の他方の続きは造出部と埴丘斜面とを区画するかの如く造出部の基部を東西にまたがるように 3 ~ 4 段積みで帯状に構築されている。この葺石から埴丘中心部のほうへ約 0.9 m の間隔をおいて円筒埴輪が一直線に間断なく樹立してある。トレンチ内で確認した本数は 31 本であり、各埴輪はその基部において殆んど間断なく接して並べられている。

② A 2 南区

発掘面積は 20m²。A 2 中央区において認められた円筒埴輪列から南へ約 1.5 m ほどはわずかに高くなっていく程度の平坦地で葺石もなく所謂「段」を構成しているものと考えられる。この段から埴頂部にかけては急勾配となりほぼ全面に葺石が認められる。埴丘の築成過程を論ずる上で自然丘陵をどう加工し、どの程度盛土したのかが問題となろうが、斜面を観察した結果では地山と盛土の区別は極めて困難であった。従ってその界線を確定することは出来なかった。斜面葺石中からは埴頂部から落下してきたと思われる円筒埴輪片がわずかに採集された。

③ A 2 北区

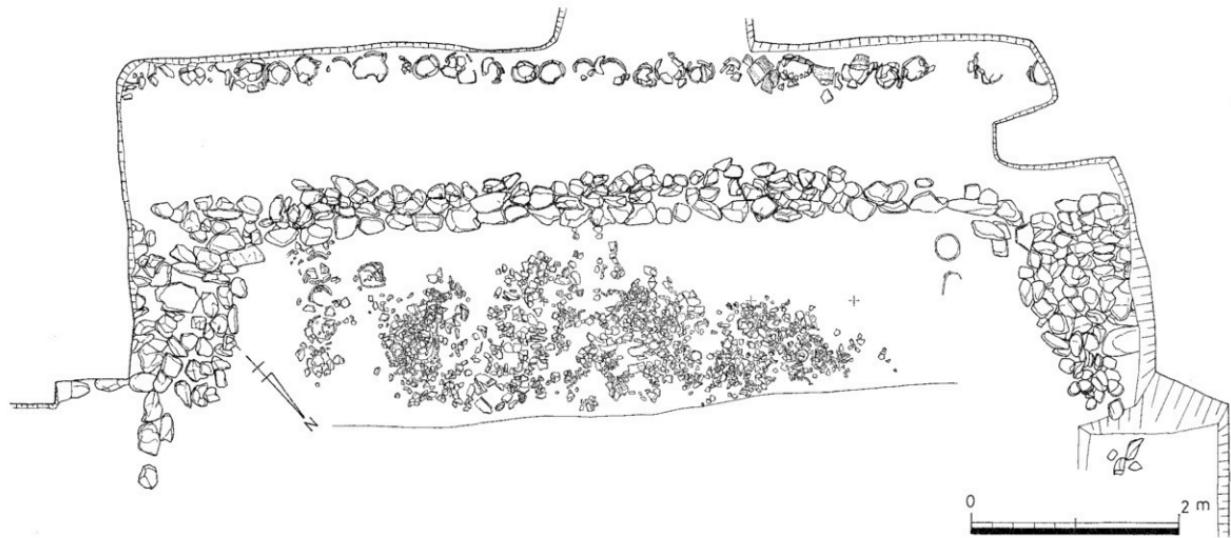
発掘面積は 20m²。A 2 中央区において認められた造り出し部の先端の北側は、所謂「空濠」の部分である。北区ではこの空濠は A 1' 区において注意されたことと同様勾配のゆるく浅いものである。空濠内からの遺物は殆んどなし。

A 3 区

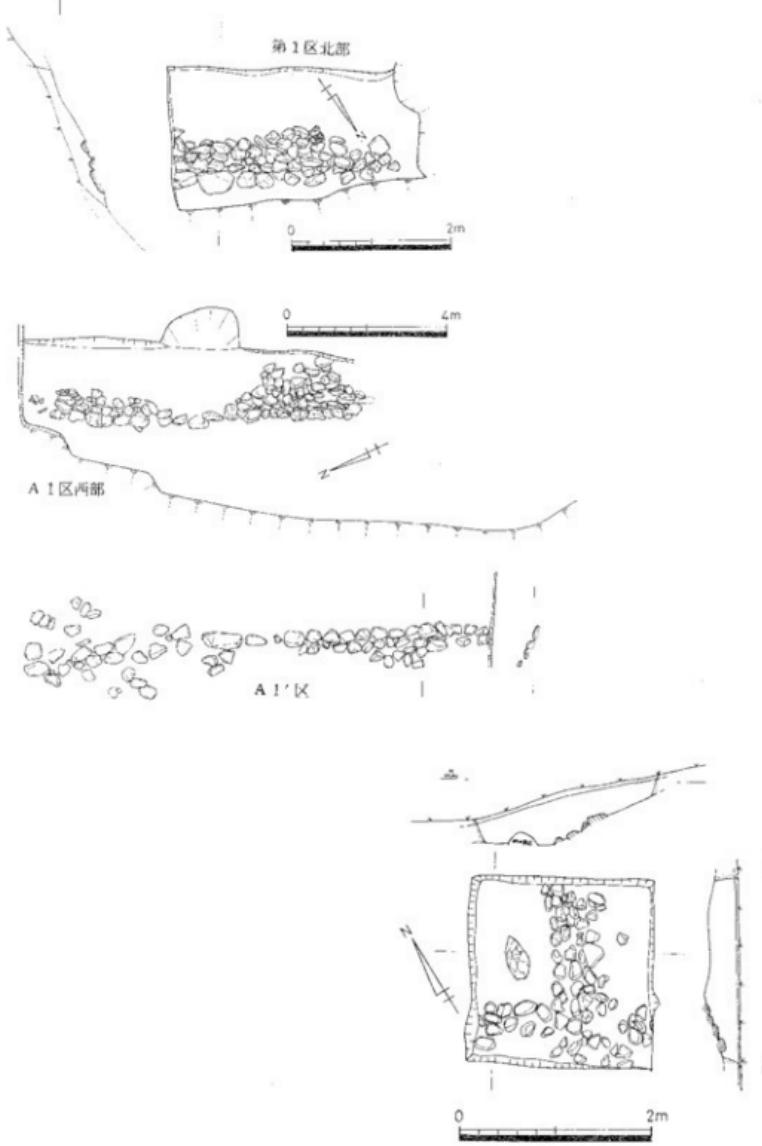
埴丘の北東角にあたる部分である。発掘面積は 16m²。東に向いた葺石は 6 ~ 7 段まで遺存していた。北面の葺石は工事の関係で削平されており確認出来なかった。

A 3' 区

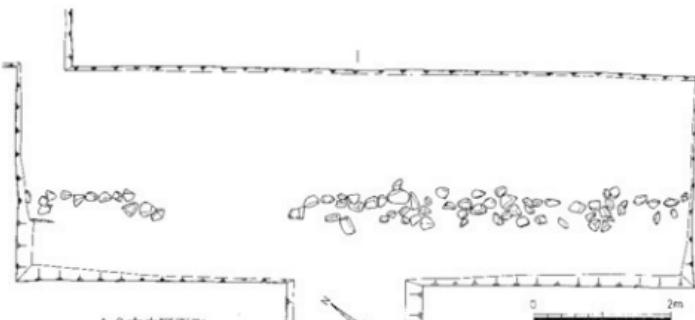
A 1' 区及び A 2 中央区で検出された石列を追って古墳の東北方に設置したトレンチである。発掘面積は 4 m²。ほぼ中央部から 2 段積みの石列が検出された。A 2 中央区の石列の延長線よりはやや北へずれているがこれは発掘区周辺が急斜面となっている関係でその影響を受けたものと考えられる。



第5図 A-2 中央区平面図



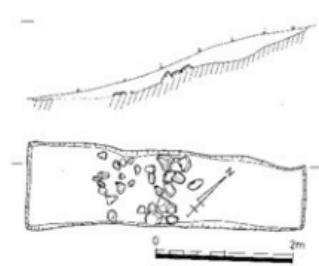
第6図 調査成果図(1)



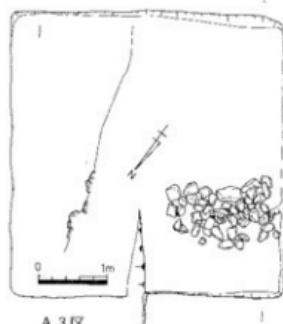
A 2 中央区石列



A 2 南区

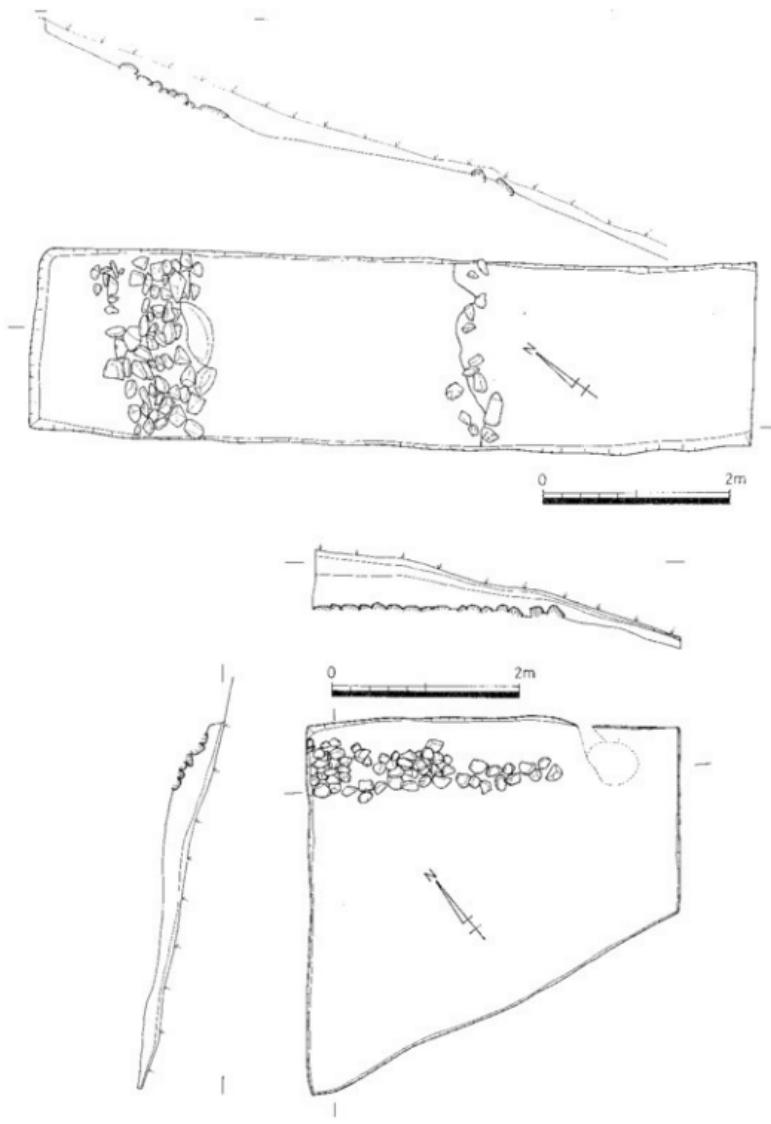


A 3' 区



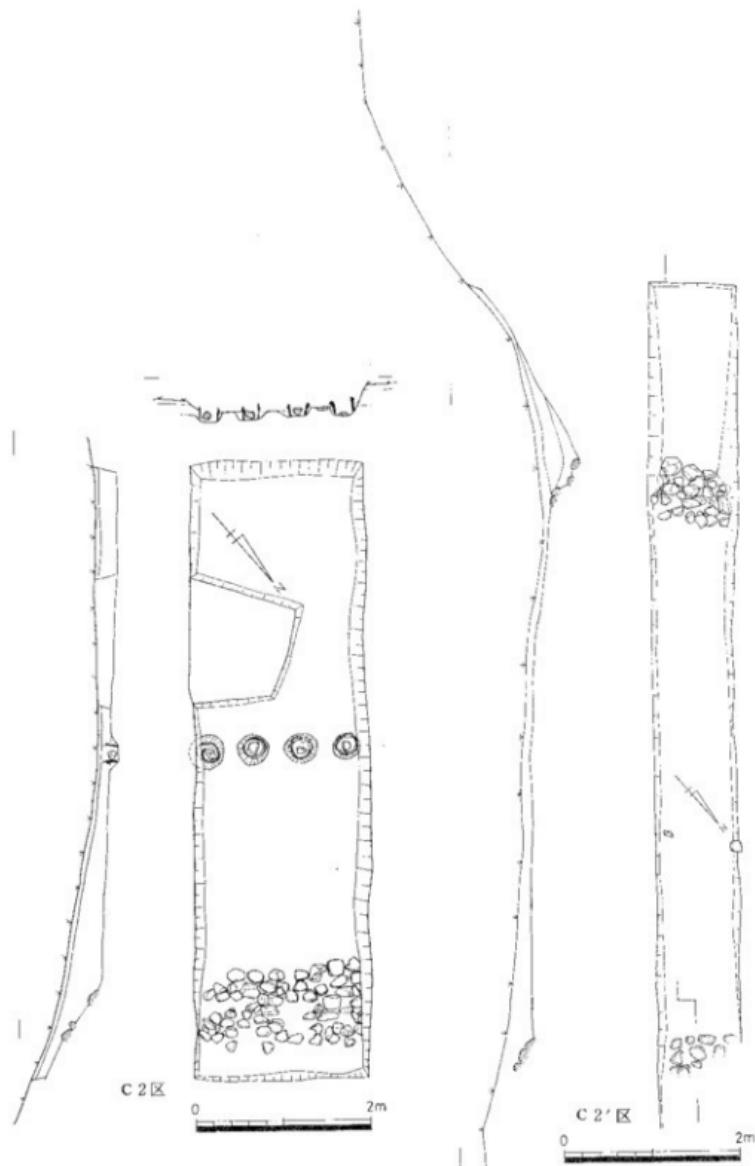
A 3 区

第7図 調査成果図(2)



第8図 調査成果図(3)

第9図 潜丘成果図(4)



B 3 区

墳丘の東面する一辺の中央部に設定した。発掘面積は 11.5m^2 。ここでは、ほぼ予想どおり葺石のすそが確認された。葺石の表面はよくそろえてある。裾の線から約 2.8m 外側までは、ゆるやかな勾配となりさらにその外側は自然斜面となり、その傾斜変換線付近には葺石が若干遺存していた。

C 3 区

墳丘の東南角にある部分である。南側に向いた葺石は検出されたが、東向きの葺石は皆無であった。A 3 区と B 3 区の葺石裾の線を延長すると C 3 区での南面する葺石の端はおよそ 40cm ほど東方へはみ出してしまう。部分的な調査で早急な判断は禁物であるが墳丘裾の線が常識的に考えるように直角に曲がるのではなくて C 3 区においては、やや鋭角になるかも知れない。出土遺物は、円筒埴輪片、朝顔形円筒埴輪片が若干、発掘面積は 12m^2 。

C 2 区

墳丘南側の葺石の裾の線を確認すべく南辺の中央部にトレンチを設定した。発掘面積は 14m^2 。トレンチの北側において葺石の裾の線を確認した。この線は C 3 区の葺石のすその線と結ばれるものである。又この裾の線から南へおよそ 2.4m の地点で、墳丘の斜面に併行した円筒埴輪の列が樹立した状態で 4 本発見された。埴輪の基部は約 10cm 地山を掘り凹めてすえられている。さらにそれぞれの円筒埴輪の内部には長さ $10 \sim 15\text{cm}$ ほどのやや角ばった石が故意に納入されていた。

C 2' 区

墳丘測量の結果、墳丘南辺の周濠と思われる部分の内やや西寄りの一帯は、長さ 10m ほどにわたり周囲より 10m 近く高くなってしまっており当初からこの部分には造り出し部のような遺構が存在するのではないかと考えられてきた。そこで、この部分の性格を究明するために細長いトレンチを設定した。発掘面積は 7m^2 。調査の結果、トレンチの中央部には何ら遺構もなく、円筒埴輪片もまばらでしかもそれはその地に樹立していたとは考えがたい。これらの事実から推測すると、造出部の中央部は、北側の造出部と違い何らもの置かれない平坦なままの空間で、歌舞音曲に類した行事がとり行なわれたものではないだろうか。トレンチの南部では V 字溝が発見された。溝内北側の斜面は全面葺石で覆われていたが、南側斜面には葺石ではなく急角度で自然尾根を切削加工した空濠全体の外側斜面と一体となっている。

C 1 区

造出部の西側くびれ部の状況が確認出来た。墳丘の葺石裾の線と造出部西側面の葺石下

端の線がほぼ直角方向で屈曲していることが分かった。発掘面積は4m²。

3. 墳丘の形態

発掘調査区の各区の状況から考えると、この古墳の築造企画上の特徴は次のようにある。

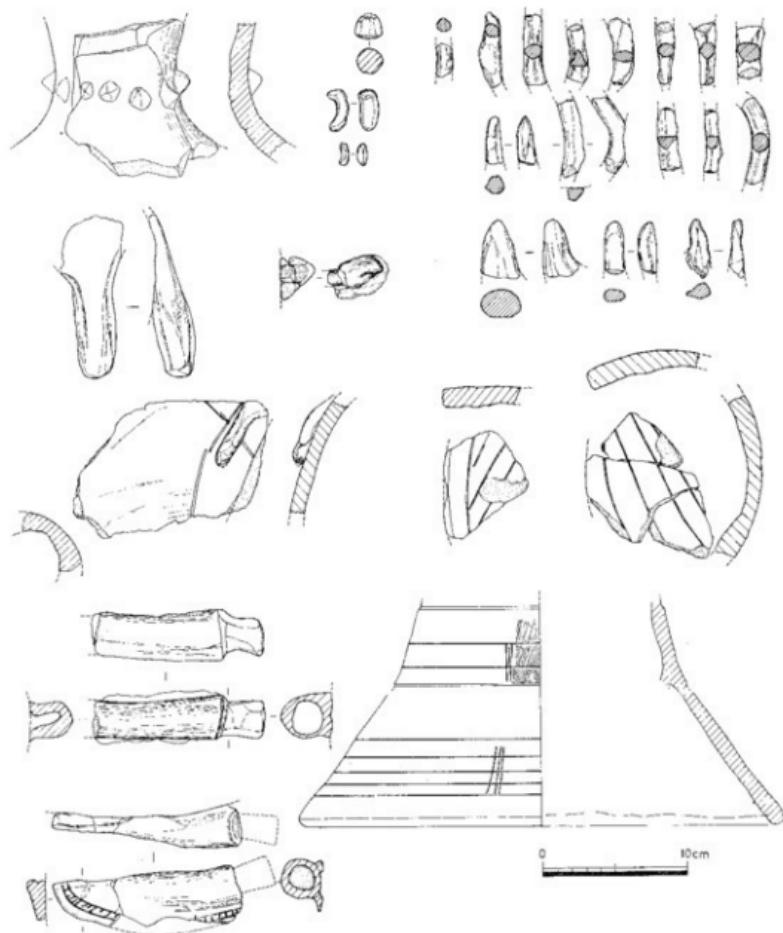
- 1) 本古墳の基本的平面プランは方形であるが、A 1 区の状況から考えると墳丘の西側斜面は南へ向けてやや外方へ開いていく傾向にあり図面上で計測すれば北辺の長さ37.5m、南辺の長さ42mとなる。東辺はほぼ直角に屈曲しており、その長さは40mを計る。
- 2) 古墳の北側墳崩から5.5m外方のところに2段積みの石列が古墳の北辺に併行して尾根を横断している。この種の石列は、全国的にみてもその類例はないようである。
- 3) 北辺と南辺にそれぞれ長方形の造出部が体設されているが、北辺の造出部は墳丘の南北中心線から対称的につくられているのに対して、南辺の造出部はやや西寄りにつくられている。類例まれなものである。
- 4) A 2 中央区からA 2 南区にかけての調査で明らかなように墳丘裾からおよそ1.5～2.0mの高さの位置に幅1.5m前後の段があり、葺石ではなく地山が露出している。段の先端には円筒埴輪がある。
- 5) 墳丘の高さは、平均7.5mあるが、C 3 区付近を墳崩とした場合は墳頂部まで8m近くあり、一辺の長さに対する高さの比較は一般的な方墳のそれより大きいことが注意される。

このように当古墳はごく普通の方墳と違い、石列造出部など特異な施設を有することから今後類例を比較研究することにより古墳の被葬者及びそれをとりまく集団の性格を究明する上で重要な素材を提供したものといえよう。

4. 出土遺物の概要

1) 円筒埴輪

段上に樹立していた円筒埴輪は完全な形を留めたものは皆無であったが、遺存していた右下部を観察すると、最低2段の凸帯を有し器表面の刷毛目調整は水平方向と垂直方向に施し、比較的古い製作技法にもとづいている。埴輪の樹立にあたっては地表面を掘り凹めて設置したものと思われるがその掘り方の線は確認出来なかった。このことは、墳丘築成とほぼ同時に埴輪の樹立がなされたことを意味している。



第10図 形象埴輪実測図(1) 人物関係

2) 形象埴輪

形象埴輪は全て A 2 中央区の造出部から出土した。

① 人物埴輪

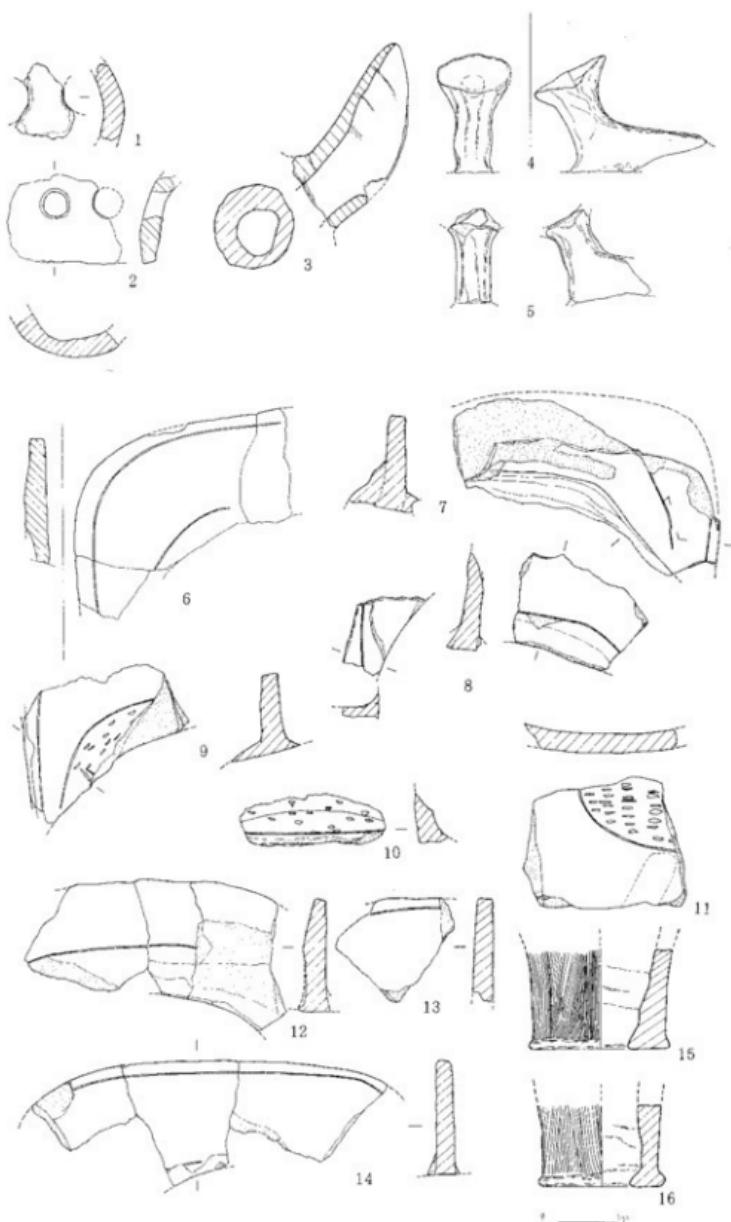
指、腕、首（首飾付）胸、紐、盾鎧、草摺の部分が破片として出土している。腕の本数は 5 本でこのことから最低 3 体以上あったものと思われる。



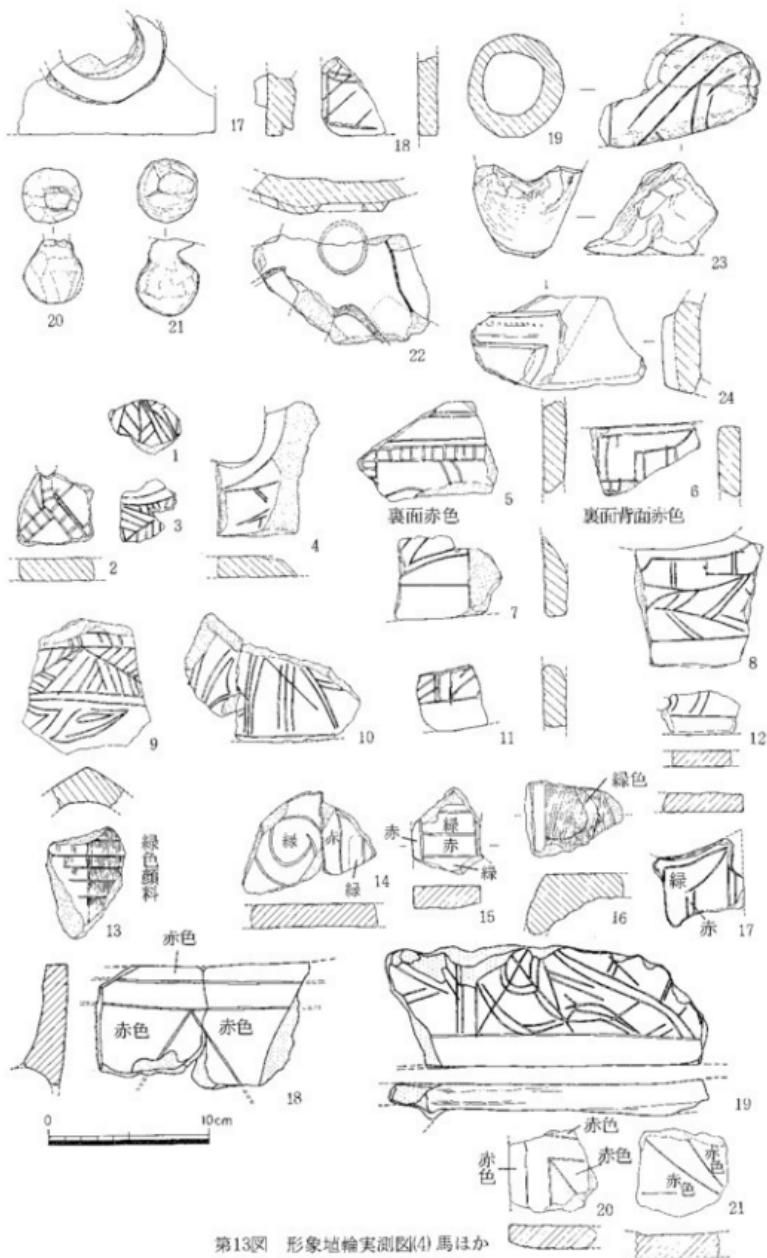
第11図 形象埴輪実測図(2) 人物関係

② 馬

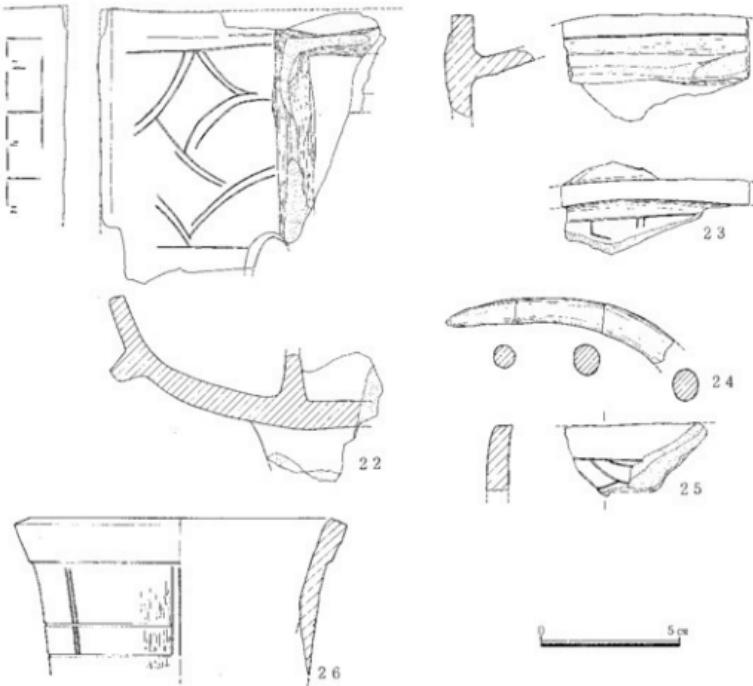
耳、鼻、口、鞍、馬鈴、脚部が断片的に出土した。2頭分の所在が確認される。



第12図 形象埴輪実測図(3) 馬関係



第13図 形象埴輪実測図(4) 馬はか



第14図 形象埴輪実測図(5) 蓋ほか

③ 盾

2種類ある。その一つは、ヘラで区画した中の帯状もしくは三角形文の部分を赤色顔料で交互に塗彩したものである。器厚1.55～1.75cm、黄褐色を呈し、胎土は緻密で焼成は硬い。裏面はよくナデている。

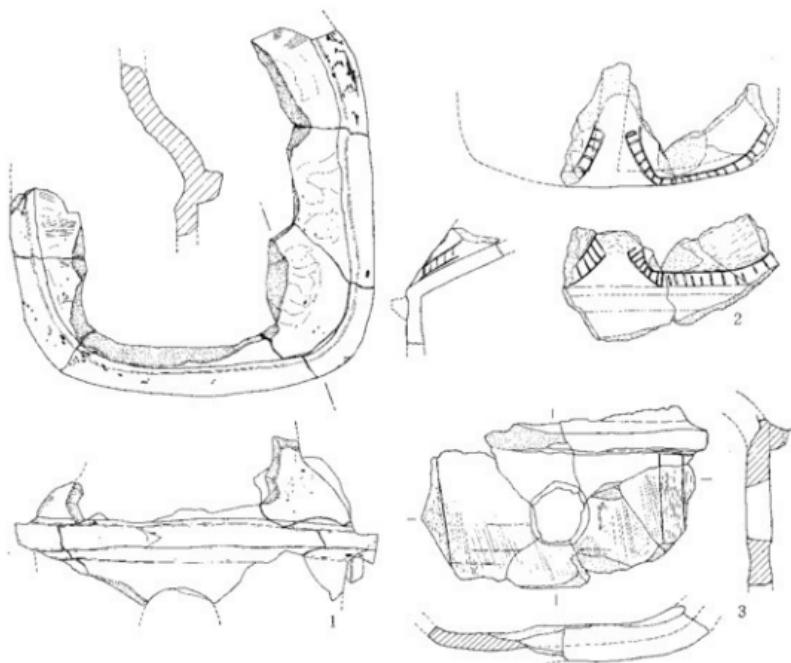
他の一つは、表面を鋭いヘラで所謂、直弧文の簡略化した文様を施しているものである。

④ 狩

5.5×5.6cmの小片である。表面をヘラで区画した中をそれぞれ、赤色と緑色の顔料を施す。頭のヒレ状の部分の破片であろう。厚み1.1～1.2cmで裏面は凹凸激しい。

⑤ その他

器財埴輪と思われる破片が多数出土しているが器形不明である。



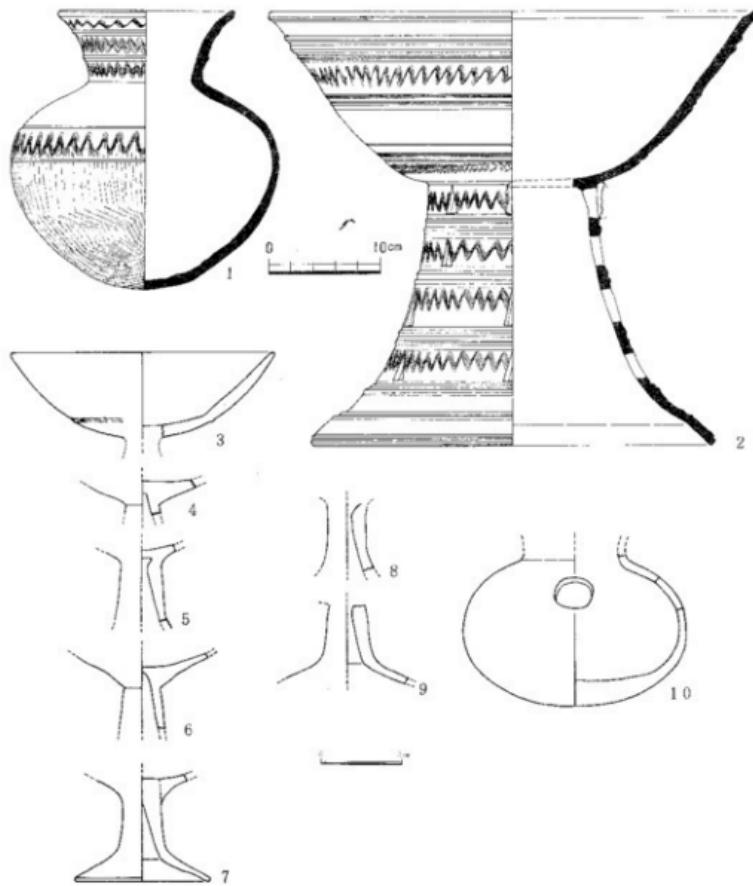
第15図 台部実測図

5. 北側造出部について

形象埴輪の破片以外に、埴輪の台部と思われる破片がほぼ原位置を保って4ヶ所検出された。又、動物の脚端と思われる円筒形の埴輪も垂直方向に樹立した状態で7本確認された。

台部と思われるものは、造出部の内、古墳の中心部に向かって左側よりに3箇所、右側に1箇所あり、人物埴輪の破片の分布状況と重ね合わせると、この台部を含む一帯に人物埴輪片が多い。又、動物の脚を中心とした地区には馬形埴輪の破片が多い。これらのことから、人物埴輪と馬の配置状況が明確に把握出来た。

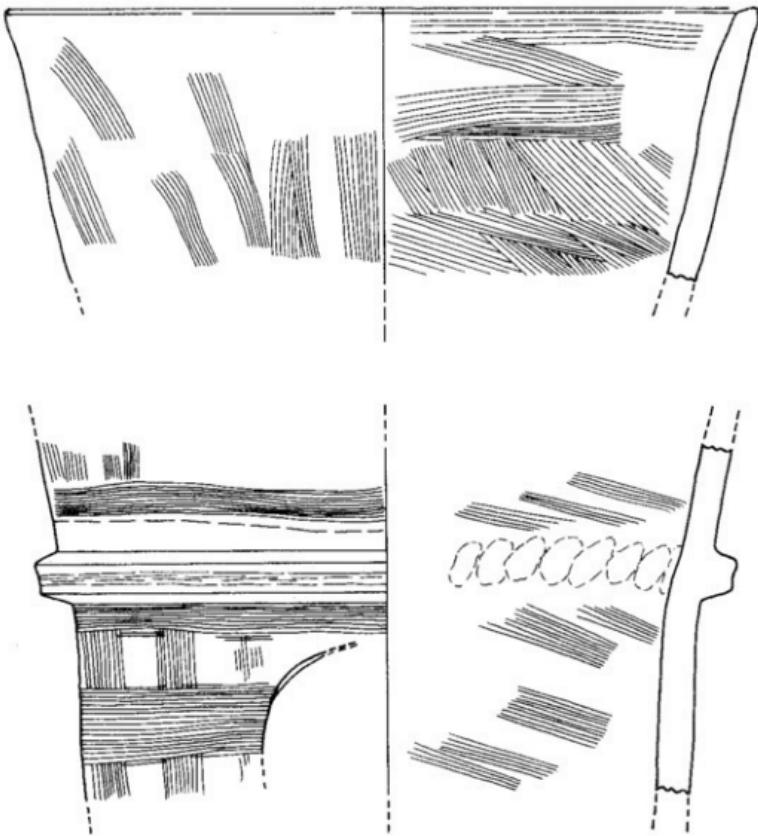
又、これらの埴輪片の間には、土師器の高杯、壺、甕、須恵器の壺と器台の破片が散布していた。



第16図 土器実測図

造出部の前半部削平部からは、盾と穀が出土していることを考え合わせると、この造出部では、亡き首長の為に、埴輪や土器を供獻して墓前祭祀がとり行なわれたのではないかと考えられる。

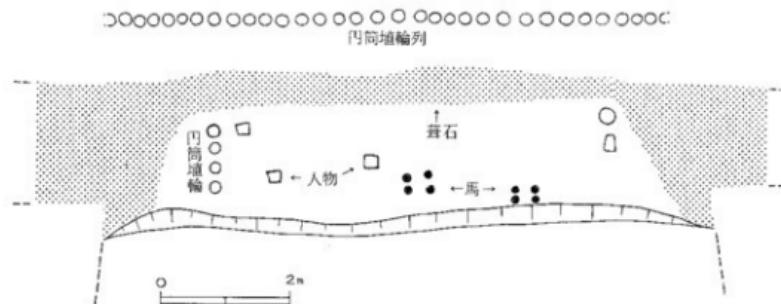
これに対して、南側の造出部では、発掘範囲が狭いといえ、上面には何ら埴輪はなかったので、むしろ埋葬施設もしくは、歌舞音曲をした広場的な性格が与えられよう。



第17図 円筒埴輪実測図

6. 小 結

本古墳は、一辺約40m、高さ7.5mの大形方墳で南と北辺にそれぞれ長方形の造出部を有し、さらに墳丘北側に石列を配するなど、方墳の一般的な在り方からするとかなり特異な施設をもつものとして注目される。又、この特異性は出土品にも表われており、赤色や緑色の



第18図 北の造り出し部における形象埴輪配置復元図

顔料を施した埴輪片は、全国的に見ても極めて珍らしいものである。この古墳の立地も、特異なもので、ごく普通の古墳であれば広大な水田地帯を見下ろす山の尾根上にあるのが、通例であるが本古墳の場合、あまり広大な水田地帯は周辺に見当たらず、むしろ眼下に見えるのは、大橋川である。この部分の大橋川下流域には、隣り合わせの丘陵に、井ノ奥1号墳（一辺30mの方墳）、井ノ奥4号墳（全長75mの前方後円墳）、手間古墳（全長60mの前方後円墳）、竹矢岩舟古墳（全長50mの前方後円墳）、対岸には魚見塚古墳（全長50mの前方後円墳）などがあり、狭い地域に出雲部では比較的大形の古墳が集中していることが知られる。

大橋川下流域は、中ノ海から宍道湖への海上交通の要衝であると共に、本土から島根半島部へ渡るのに最短の地である。奈良時代の風土記には、この地に朝酌の渡が設置されていたことが知られる。

以上のことから考えると本古墳の被葬者は、中ノ海宍道湖を媒介とした航海権を掌握していた豪族（恐らくは後に意宇郡の郡司となを海臣『あまのおみ』に発展していく豪族）ではなかったかと考えられる。本古墳の成立時期は、出土土器から考えて西暦5世紀の後半を中心とした墳であろう。

IV 保存修理の概要

昭和60年度の補助事業は、まず第1に、墳丘北辺の造出部とその両側墳裾が崩壊していくので、遺存する崩壊土を人力で原位置に埋め戻すと共に、土に包含されている遺物（埴輪片、土器片）を区別して採取した。

一方、墳丘を含む史跡全体に雜木、雜草が繁茂しているのでこれを伐開した。

伐開した雜木の類は、とりまとめて史跡外へ除却し処分した。

又、史跡を保護し、かつ見学の利便を計るため、次のような請負工事を実施した。

1. 外 檻 工 事

古墳の西辺、道路との境界線に沿って、墳丘を保護し境界を明示するために高さ 0.9 m、総延長 72m のコンクリート擬木製の柵を設置した。

2. 階 段 工 事

史跡の北西部、道路側から史跡内へ見学するための入口として、幅 1.5 m、高さ 1.14 m の焼杉丸太形のコンクリート擬木製の階段を 1 カ所設けた。

ステップの表面には、厚み 3 cm のダストを敷いた。

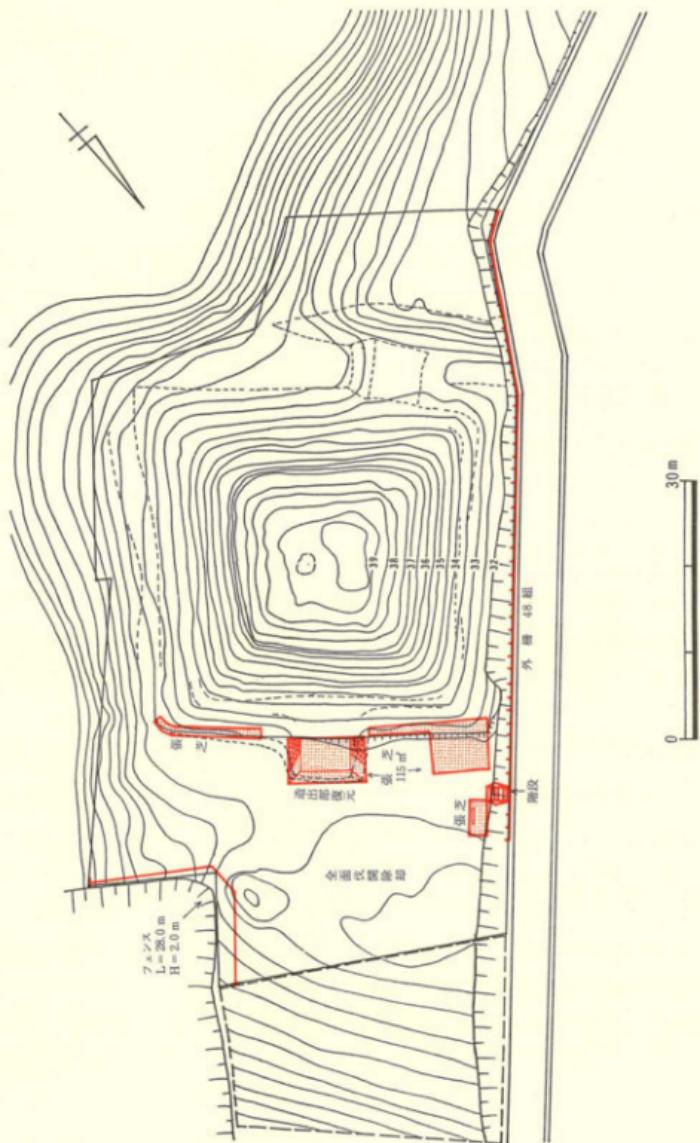
3. フェンス工事

史跡の東北部、前面に沿って高さ 2 m、総延長 28 m の P'C フェンス、スプリングネットを設置した。

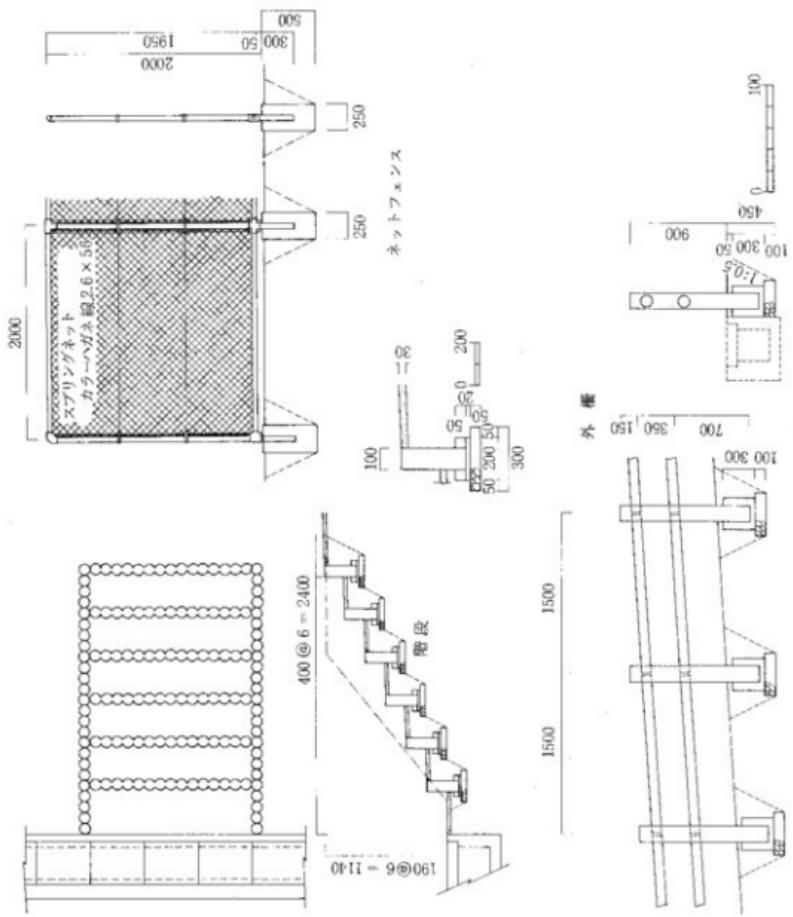
4. 張 芝 工 事

墳丘北辺の造出部及びその両側墳裾が崩壊していたので、これを復元し、その表面に芝を張って崩壊を防止した。総面積は 115 m²。

本工事の概要とこれまでの経過を記録に留め、参考にするために事業報告書を刊行した。



第19図 保存修理工事成果平面図



第20圖 保存修理上事関係図

V 今後の課題

今回の保存修理事業は、古墳とその周辺を出来るだけ自然の状態にしたまでの最小限の整備であった。それは、指定地が古墳の墳丘はもとより、南北両側の空濠を含んだぎりぎりの範囲であり、こうした墓域の中にことさら新しい施設を設けることは、史跡を破壊することにつながるからである。

今年度の事業を終えて、一応、遺跡の活用が出来る状態になった。

今後は、地元団地住民の方々にまずもって古墳の学術的価値を理解してもらい、団地生活と古墳との関連から、古墳を生活環境の一部として認識してもらうことが肝要であろう。

その上で、行政のなすべき役割はもとより、地域住民の方々にも、古墳と史跡をどう日常生活の中に取り入れて行くかを話し合い、地域住民の方々にも今後、史跡の活用の面で積極的に参加してもらい、愛される史跡づくりを推進していきたい。

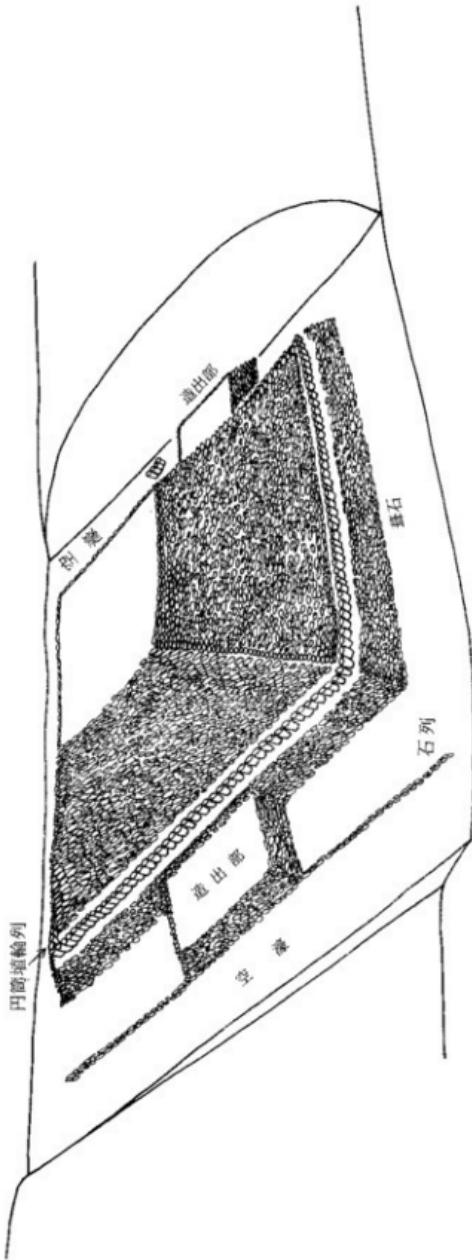
ところで、市内西川津町の夢ヶ丘団地内には、「国史跡金崎古墳群」があり、昭和47年度から52年度までの内、4カ年次に渡り、整備事業を実施した。その後は、地元の夢ヶ丘自治会や子供会を中心に、古墳の清掃作業が自発的に取り組まれている。

そこでは、史跡に対する地域住民の愛護意識が高く、隣り合わせに古墳と住むことに何ら異和感がないように思われている。団地住民の心地よい散策の場としてはもちろん、付近の幼稚園児や学生、生徒の遠足の場として、又ラジオ体操の場としても利用され、親しまれている。

こうした状況は、団地に入居してまだ新しい人達の相互のふれ合いやふるさと意識づくりにも十分役立っていくことと思われる。

こうした意味で、この史跡石屋古墳の場合でも、住民参加の色々な文化財愛護活動を通して、文化財愛護意識の高揚がはかられ、尚その上に、地域社会のコミュニティづくりに役立てばと考えている。

第21圖 石屋古墳復元圖



史跡石屋古墳近景
— 発見當時 —





発見当時の遠景



発見当時の近景



発見当時の近景
造出部



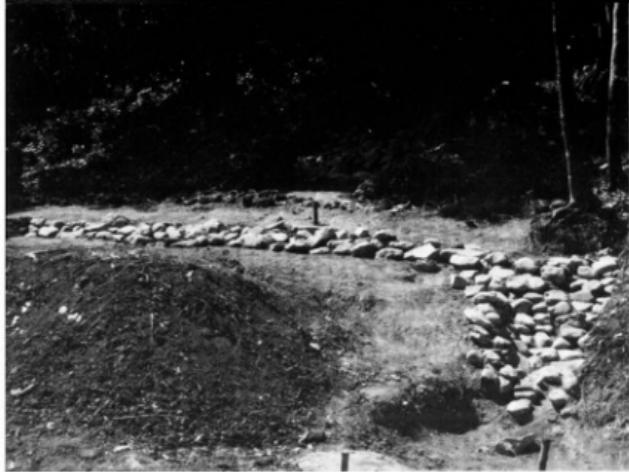
A 1 区



A 1 区



A 1 区
空濠と石列



A 2 中央区



A 2 中央区 造出部西角



A 2 中央区
造出部

A 2 中央区
造出部形象埴輪出土状況



A 2 中央区
段と円筒埴輪列



A 2 中央区
造出部先端石列





A 2 南区 墳頂部をのぞむ



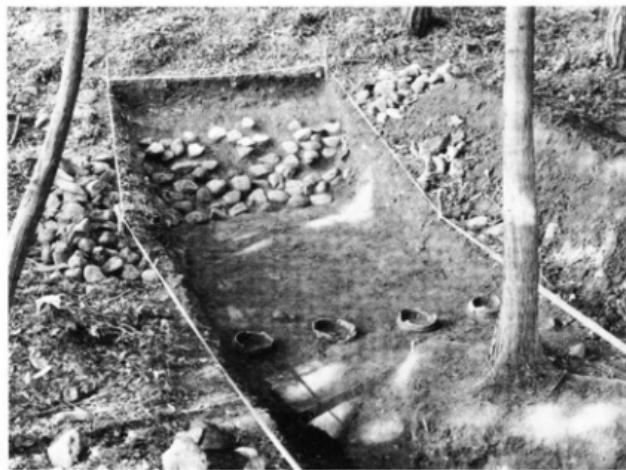
A 3 区



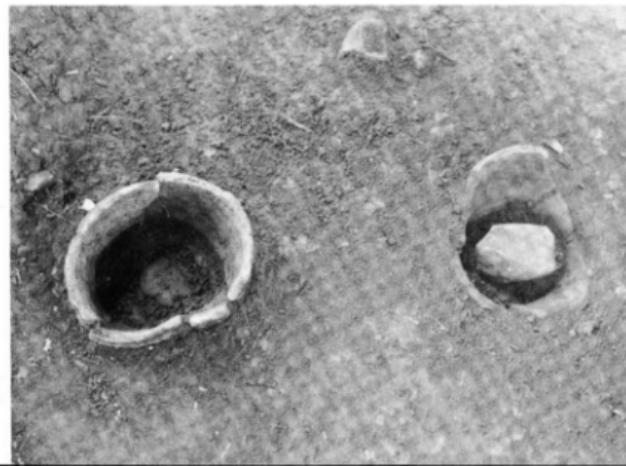
B 3 区



C 3 区



C 2 区



C 2 区
円筒埴輪列



C 2' 区墳丘側



C 2' 区濠付近



C 1 区



人 物 塗 輪 (1)

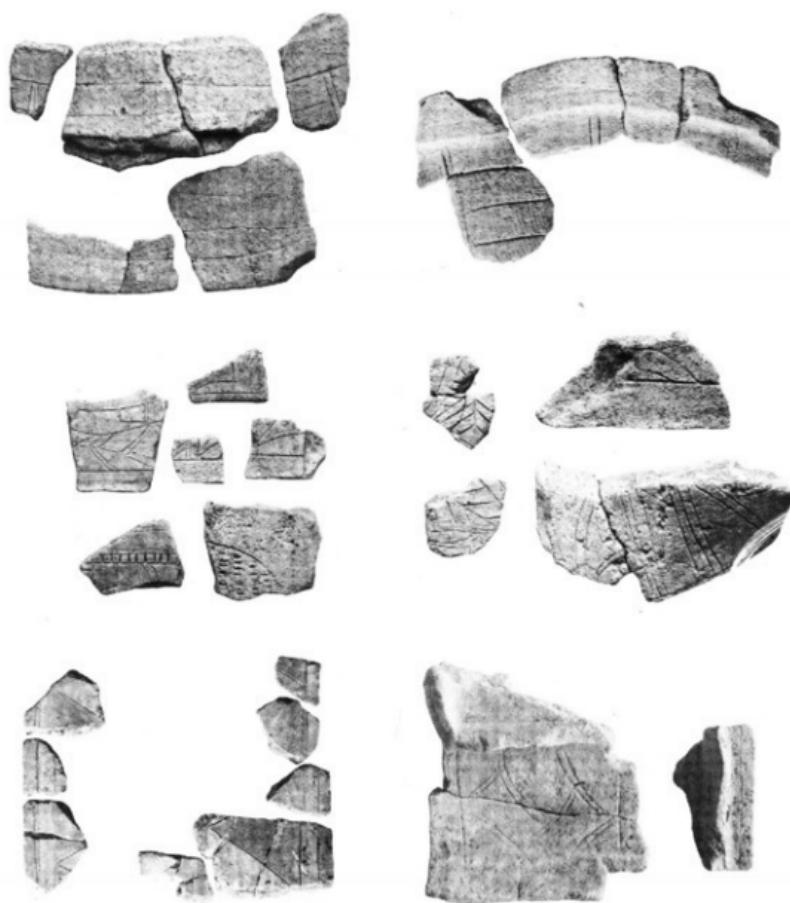


腕	腕
手	太刀・刀子
手	指 ほか
人 物 壁 輪 (2)	



	耳	
鼻 口	鈴	耳
		鞍
鞍		鞍
障 泥		鞍、障泥

馬 墳 輪 (1)



草 摺

きぬがさ受部口縁

馬・障泥部分ほか

盾 ほか

盾(赤色三角文)

不 明



馬 具

鎧 と 障 泥

下 肢 付 け 根

尾

脚

馬 塙 輪 (2)



盾（直弧文）



不明



台部



馬關係 不明



土師器・
高杯

把手



不明



馬・たて髪



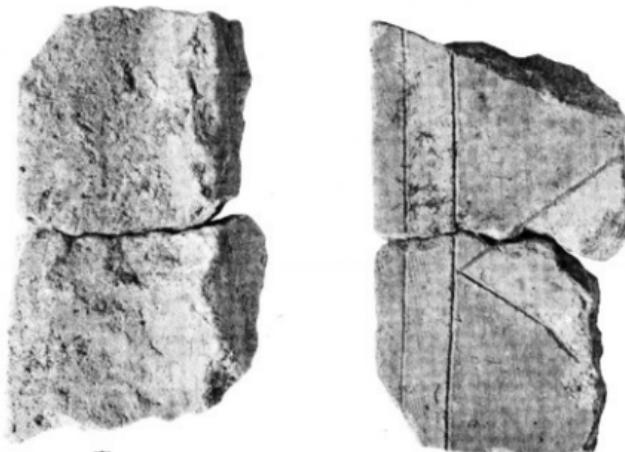
不明



緑色顔料塗彩の形象埴輪



赤色顔料
塗彩の盾形埴輪



裏

赤色顔料塗彩の盾形埴輪片

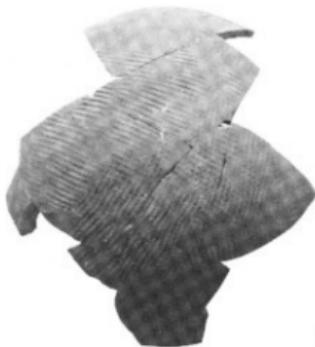
表



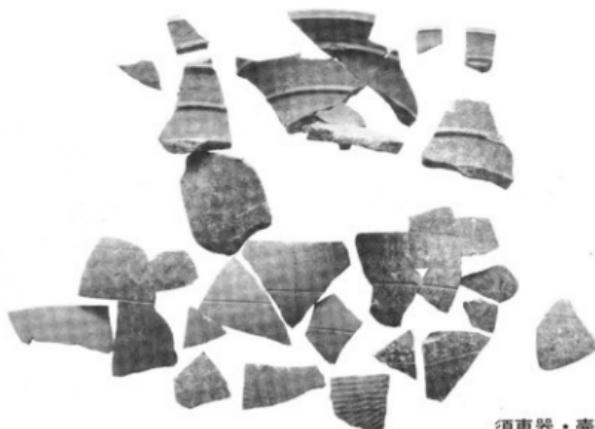
台部実測図



須惠器、器台



須惠器・壺底部



須惠器・壺破片



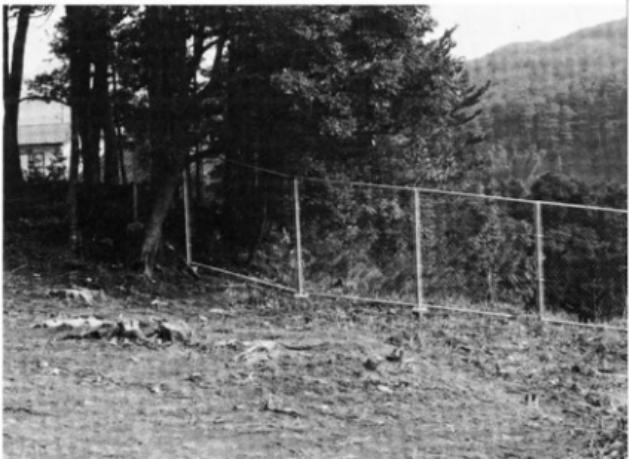
土師器・胞形



遠景
大橋川北岸からみる



外柵工事





階段工事



造出部復元張芝工事



同上

- 54 -

史跡石屋古墳

昭和60年3月発行

発 行 松江市教育委員会

印 刷 有限会社谷口印刷

松江市母衣町89